

# 杭くを残して悔くいを残さず

境界杭はあなたの財産を守り、街づくりになかされます。

境界杭(標)を適切に管理しましょう

大切な財産である土地の管理は「境界の管理」から始まらます。

登記された土地の形状や面積を正しく現地に反映させましよう

境界杭(標)を設置し適切に管理することでお隣との境界トラブル防止に役立ちます。

土地の状況(面積、地目)を正しく登記に反映させましよう

不動産登記は固定資産税算定の基礎になつてます。

例えば、このような「ト」で

お困りではありませんか？

Q1 以前あつた境界杭(標)が見当たらず困つてます。

Q2 親の土地をふたりで相続するのですが共有名義にしたくありません。

Q3 住宅を建てたのですが

土地の地目変更は必要ですか？

答え

別紙チラシををご覧ください。

ご相談は、お近くの土地家屋調査士へ。

